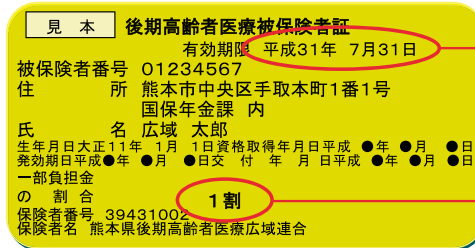


# 後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方と、一定の障がいをお持ちの65歳以上の方が対象です

## 8月1日から保険証が新しくなります！

新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を7月中旬頃に郵送します。今回、保険証の色が「水色」から「黄色」に変わります。8月1日以降は新しく届く黄色の保険証を使用してください。  
**※水色の保険証は8月1日以降使えませんので、ご注意ください。**



新しい保険証の有効期限です。

医療機関でお支払いいただく負担割合です。負担割合については、以下をご覧ください。

### ■一部負担金の割合の判定

医療機関を受診される際は、所得に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担があります。負担割合は平成30年度市・県民税の課税標準額(調整控除額適用後)で判定します。

#### 【3割負担となる方】

- (1)平成30年度市・県民税の課税標準額が145万円以上の方※1
- (2)(1)と同じ世帯にいる方

※1 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者とその属する世帯の被保険者で、旧ただし書き所得(総所得金額-33万円)の合計額が210万円以下の方を除きます。

#### 【1割負担となる方】

3割負担となる方以外の方

### ■基準収入額適用申請で負担額が軽減されます

3割負担となる方でも、以下の基準にあてはまる場合は、申請により1割の負担となります。対象となる可能性がある方には、保険証と一緒に「基準収入額適用申請書」を送付しますので、記載された期日までに区役所区民課で手続きを行ってください。

#### 【世帯の被保険者が1人の場合】

本人の総収入額が383万円未満または本人と70~74歳の世帯員の総収入額の合計が520万円未満

#### 【世帯の被保険者が2人以上の場合】

被保険者の総収入額の合計が520万円未満

## 保険料のお知らせを送付します！

平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知書(保険料のお知らせ)を7月中旬頃に郵送いたします。

### ■平成30年度の保険料額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額(被保険者1人当たり)} + \text{所得割額(賦課のもととなる所得※2)} \times \text{所得割率9.26\%}$$

限度額62万円      47,900円

※2 賦課のもととなる所得金額=平成29年中の総所得金額-33万円  
 詳しくは、7月中旬に送付する保険料変更決定通知書をご確認ください。

### ■保険料の納付方法

#### 【年金からの差し引きとなる方(特別徴収)】

年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

**4・6・8月(仮徴収)** 保険料額が決定していないため、前年度の保険料額をもとにした金額が差し引かれます。

**10・12・2月(本徴収)** 確定した年間保険料額から仮徴収額を引いた額が3回に分けて差し引かれます。

#### 【口座振替または納付書で納める方(普通徴収)】

決定した保険料額を、口座振替または送付されてくる納付書で納めてください。

#### ▶対象

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・介護保険料との合計額が介護保険料の差し引かれている年金額の2分の1を超える方
- ・新たに後期高齢者医療の被保険者となった方や他市町村から転入した方
- ・特別徴収から普通徴収への納付方法変更の申し出をされた方
- ・震災減免で保険料が減額された方

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証)更新手続き

「限度額認定証」とは、医療費の自己負担限度額などが医療機関窓口支払時に軽減されるものです。提示が無い場合、支払額が高額になる場合がありますのでご注意ください。

### 3割負担の方

平成30年8月から自己負担限度額が見直され、住民税課税所得が145万円から689万円の方は、新たに、限度額認定証の申請が必要となりました。

### 非課税世帯の方

#### 【限度額認定証を現在お持ちの方】

現在お持ちの限度額認定証(水色)の有効期限は7月31日です。8月1日以降も対象となる方には、7月中旬に新しい限度額認定証(黄色)を郵送します。8月1日からご使用ください。

#### 【限度額認定証を現在お持ちでない方】

市県民税非課税世帯の方は、お住まいの区役所区民課・総合出張所で申請できます。

#### ▶必要なもの

保険証、認印(スタンプ印不可)、代理人の場合は併せて代理人の身分証明書

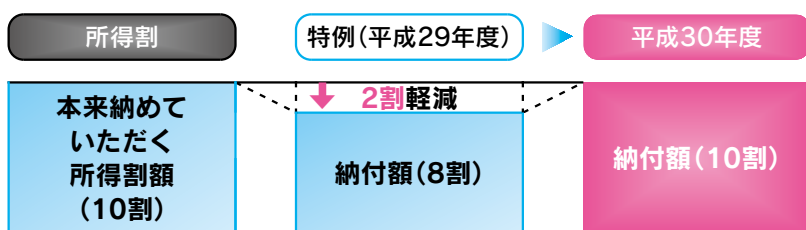
## 後期高齢者医療保険料が改正されます！

平成30年度に、国の制度改正により、後期高齢者医療保険料軽減率が変わります。

### 1 所得割軽減率が変わる方

所得33万円~91万円の方

平成29年度までの所得割額は、特例的に2割軽減されていましたが、平成30年度は本来納めていただく所得割額になります。(均等割の定額部分は変わりません。)

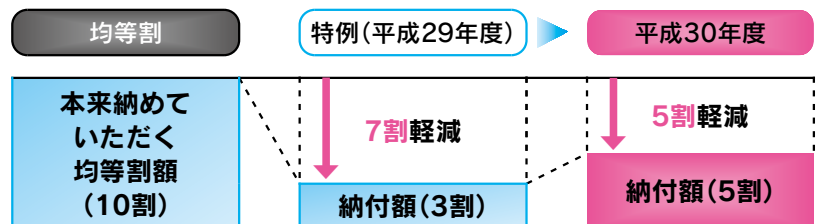


### 2 均等割軽減率が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

被扶養者軽減とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は特例措置として均等割額が軽減されます。(所得割額はかかりません)

平成29年度までの均等割額は、特例的に7割軽減されていましたが、平成30年度は5割軽減になります。\*ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



詳しくは、区役所区民課または国保年金課(☎328-2290)へ。